

No.8 多発している立木等 - 激突されの死亡災害事例（2021年）

2021年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
12	10～12	チェーンソーを用いた伐木作業において、被災者が雑木を谷側に倒そうと追い切りを行っていたところ、木が裂け上がり、伐倒予定方向と直角の位置にいた被災者の方向に倒れてきたため逃げようとしたが、逃げきれず被災者の後頭部を直撃したもの。	30199	712	6	1～9
12	14～16	被災者は牧道脇の斜面に自生している立木をチェーンソーを用いて伐木作業を行っていたが倒れなかったため放置し、付近で他の作業をしていたところ当該立木が倒れ、被災者に激突したもの。目撃者なし。	70101	712	6	10～29
11	12～14	令和3年4月から入場していた間伐現場において、作業員4人で間伐作業を行っていた。被災者がチェーンソーで樹高約21メートルの立木を伐倒したところ、被災者の方向へ伐倒木が倒れ、その下敷きとなったもの。被災者は搬送された病院にて死亡している。	60201	712	6	1～9
10	14～16	ゴルフ場において、チェーンソーを使用して腐ったアカマツの木を伐倒し、玉切り及び枝払いをしている最中に何らかの原因で伐倒木に激突され死亡したもの（現認者不在）。	140301	712	6	30～49
10	10～12	被災者は、同僚2名と共に間伐作業を行っていたところ、被災者自身がチェーンソーで切った伐倒木（胸高直径約30センチメートル）が被災者本人に激突し、その後、当該伐倒木と共に山の斜面を谷側へ20メートル程度滑落したもの。	60209	712	6	30～49
7	10～	チェーンソーで立木（杉の木）の伐倒作業を行っていた被災者が、伐倒木とつる絡みし、根ごと倒れた木（杉の木、樹高17m50cm、	60201	712	6	10～

	12	胸高直径37cm)の下で倒れているのが発見された。被災者は発見されたとき、意識及び呼吸の無い状態であった。				29
7	10 ~ 12	被災者と同僚1名がスギの木を伐倒するため、被災者がチェーンソーを用いて受け口、追い口を作り、同僚がウインチを取り付けたグラップルで伐倒木に巻いたワイヤーを巻き上げて伐倒方向を定めて伐倒していたところ、被災者が伐倒木の下敷きになり被災した。災害発生から2週間後、被災者は死亡した。	60201	712	6	30 ~ 49
7	10 ~ 12	伐木作業を行っていた事業者Aからグラップルの修理の依頼を受けたため、被災者が当該現場に出張して修理作業を行っていた。被災者は修理作業中に何らかの理由でグラップルから離れて現場内を歩行していたところ、事業者Aの労働者が伐倒した杉(樹高約32m、胸高直径51cm)が被災者の頭部に激突した。	11702	712	6	1 ~ 9
6	14 ~ 16	栗の木の皆伐作業中、被災労働者が単独でチェーンソーによる伐木作業をしていたところ、被災労働者の340cm後方にて立ち枯れしていた栗の木が被災労働者へ倒れこみ、被災労働者の胸部が栗の木とチェーンソーに挟まれ窒息死した。	60201	712	6	50 ~ 99
5	14 ~ 16	被災者は、同僚2名と雑木林内で杉・桧等の伐木・集材作業を行っていた。当時被災者はチェーンソーで杉(樹高16m、胸高直径26cm)を伐倒した際、倒れた木が約10m離れた場所で集材作業をしていた同僚の解体用つかみ機に接触し、その反動で木が跳ね上がり、被災者の方向へ倒れ、被災者の頭部に激突した。	40301	712	6	10 ~ 29
5	14 ~ 16	個人発注の杉の主伐現場において、被災者を含む作業員4名でスイングヤーダによる集材作業等を行い、被災者は荷掛けを担当していた。被災者がその手待ち時間にチェーンソーを使用して杉(胸高直径約24cm、樹高約16.9m)を伐倒したところ、伐倒木が近くのかかり木の上へ倒れ、かかり木の上を滑ったため、退避中の被災者に元口が激突し、付近の倒木との間に胸部を挟まれ死亡した。	60201	712	6	50 ~ 99
		杉の皆伐現場で4人が離れて作業していたところ、被災者が木に挟ま				

4	14 ～ 16	れて意識が無い状態のところを同僚労働者が発見した。被災者が斜面上の一番下の杉Aを伐倒したところ、先に伐倒して斜面上に斜めに倒れていた杉Cの先端にあたり、その反動で杉Cが先端を支点にして回転して滑落し、杉Aの切り株の脇に倒れていた最初の伐倒木の杉Bとの間に挟まれたものと推測される。	60201	712	6	10 ～ 29
4	10 ～ 12	山林の伐木作業において、死亡労働者（くさび打ち作業）と同僚労働者（チェーンソーで伐木作業）の2人一組で立木（樹高約15m、胸高直径約50cm）を伐倒したところ、同僚労働者の伐倒した立木の伐倒方向が変化し、隣接している木に引っかかり、反動で伐倒した木が跳ね返り、後方3.6m付近に退避していた被災者に根元部分が激突したものである。	60201	712	6	1 ～ 9
3	14 ～ 16	死亡した被災者がチェーンソーにて樹高17.7m、胸高直径19cmの立木を伐採したところ、谷側に倒れた伐倒木が倒れた拍子に跳ね返り、被災者らに激突したものの。	60201	712	6	1 ～ 9
3	8 ～ 10	私有林の間伐業務において、被災者と同僚の労働者がチェーンソーで傾斜地の赤松の伐倒作業を行った。同僚の労働者が被災者に伐倒の合図をし、伐倒方向にいた被災者が合図を返したため、被災者が退避したことを確認せずに、同僚の労働者が伐倒したところ、伐倒した赤松が伐倒方向にいた被災者に激突して多発性外傷により死亡した。	60209	712	6	1 ～ 9
2	10 ～ 12	伐木作業において、被災者が立木の偏心の解消及び伐倒方向を調整するため、立木にワイヤーロープをかけ、チルホール（ワイヤーロープを引っ張る手動の機械）でけん引していたところ、被災者のいる方向に立木が倒れ始めたため退避したが、当該立木の下敷きとなったものの。	60209	712	6	1 ～ 9
2	10 ～ 12	民有林での杉の伐倒作業において、別法人の事業主が伐倒する杉（高さ約30m、胸高直径70cm）を木材グラップル機で押さえ、同僚がチェーンソーで伐倒作業をしたところ、伐倒木が強風にあおられ、伐倒方向が約90度変わって倒れ、当該木から約26m離れた場所で	60201	712	6	1 ～ 9

		チェーンソーの目立て作業をしていた被災者に激突した。				
2	12 ～ 14	土木施設維持管理業務の現場において、伐倒者が二又の立木（偏心した広葉樹、樹高2.2m、胸高直径30cm）をチェーンソーで伐倒しようとして追い口を入れたが倒れなかったため、対処方法を検討するまで一時的に当該立木を放置していたところ、何らかの要因により当該立木が倒れ、付近で玉切り作業をしていた被災者の背中に当該立木の枝（長さ7m、直径6cm）が当たったもの。	30199	712	6	30 ～ 49
2	6 ～ 8	山林の伐木作業において立木（樹高13.2メートル、胸高直径約27センチメートル）を伐倒するにあたり、伐倒方向を調整するため、解体用つかみ機のアタッチメントの側面部分を立木に当てて支えた状態で、被災者がチェーンソーで伐倒したところ、伐倒方向が変化し、当該伐倒木が被災者に激突したものである。	60201	712	6	1 ～ 9
2	12 ～ 14	木の伐木作業をしていた被災者のチェーンソーの音が聞こえなくなったことから、近接した作業場で作業していた、他事業場の労働者が状況を確認するために被災者のもとへ向かったところ、顔面から血を流し倒れている被災者を発見した。被災者は、搬送先の病院で死亡した。	60201	712	6	1 ～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210\\_38.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_38.html)